

「稲沢市中小企業振興基本条例」案に対するパブリックコメントの実施結果

- 1 募集期間 令和5年5月15日（月）から6月13日（火）まで
- 2 意見提出 個人及び団体5者から6件の意見が提出
- 3 提出された意見要旨と市の考え方（御意見は文意等を損なわないよう要約）

No.	御意見の趣旨	市の考え方	備考
1	<p>地域経済が持続的に発展するために地域経済の循環が必要で、そのためには小規模企業者への特段の支援が求められる。</p> <p>小規模企業者の事業の持続的な発展に向けた配慮、市の責務に小規模企業者の事業に配慮した必要な措置が明記されており、評価する。</p>	<p>小規模企業者への配慮は、国・県と並んで市が中小企業施策を実施する上で、重要な観点と考えています。</p> <p>商工会議所・商工会で実施する経営改善普及事業を柱とし、連携した支援に努めてまいります。</p>	<p>第3条（基本理念）第3号 経営資源の確保が困難であると認められる小規模企業者に対して、その経営の規模及び形態を勘案し、事業の持続的な発展に向け配慮されること。</p> <p>第4条（市の責務）第4項 市は、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事業に配慮し、必要な措置を講ずるものとする。</p>
2 前 段	<p>中小企業振興・経済活性化に向けた具体的な行動は、中小企業者・小規模企業者ほか各主体の自主性に期待しており、取組方法によっては条例が形骸化する恐れがある。条例の実効性を高めるには振興会議のメンバー構成が重要となるが、どのようにメンバーを募るのか。</p>	<p>中小企業振興会議（以下「振興会議」という。）においては、中小企業者及び中小企業団体の意見を聴取するため、商工会議所・商工会ほか中小企業団体に委員の推薦を求め、小規模企業者を含む中小企業者を対象とした枠を設け、広く公募を行ってメンバーを定めてまいります。</p>	<p>第13条（中小企業振興会議）第2項 振興会議は、中小企業者及び中小企業団体の意見を聴取し、中小企業の振興に関し、計画、施策その他必要な事項を協議し、市長に意見を述べることができる。</p>

2 後 段	<p>また、振興策の具体的イメージは人それぞれだが、条例に基づく理想のイメージを共有し、市民に広く発信を行い、条例の施行を『自分ごと』と受け取ってもらう工夫が必要である。</p>	<p>また、条例施行後は、条例制定の意義等を市民に周知し、市民が地域経済の活性化に向け主体的に取り組むことができるよう啓発してまいります。</p>	
3	<p>① 「地域で再投資を行い」との表現は、雇用や所得、生活が再生産される状況を示すなら「地域内再投資」とすると良い。</p> <p>② 工事の発注、物品および役務の調達等に当たっては、中小企業者の受注機会の増大ではなく、受注の増大をすべきではないか。</p> <p>③ 小規模企業振興基本法に規定するよう「中小企業者の役割」から「中小企業者の努力等」に変更が適当である。</p>	<p>「地域内再投資」は地域経済循環の促進において使用される一般的な用語ですので、「地域内再投資を行い」に変更します。</p> <p>市の工事の発注等においては、予算の適正な執行、透明かつ公正な競争等が求められており、官公需法においても「中小企業者の受注の機会を確保」することを目的としています。</p> <p>小規模企業振興基本法は、振興に関する基本方針を定め、小規模企業者自らが円滑、着実な事業の運営を図る等の努力義務を規定しています。条例第5条以降では、中小企業者ほか関係者毎に求める役割を努力義務として規定しており、中これらの比較においても役割と表現しています。</p>	<p>前文 中小企業自らが創意工夫して、新しい価値を創造し、地域で再投資を行い、事業経営の安定・向上を図るとともに、事業者、団体、市民が市に対する誇りを持ち、市と連携及び協力し、まちづくりの担い手として取り組むことが重要である。</p> <p>第4条（市の責務）第3項 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。</p> <p>小規模企業振興基本法 第8条（小規模企業者の努力等） 小規模企業者は、経済社会情勢の変化に即応してその事業の持続的な発展を図るため、自主的にその円滑かつ着実な事業の運営を図るよう努めるとともに、相互に連携を図りながら協力することにより、自ら小規模企業の振興に取り組むよう努めるものとする。</p>

	<p>④ 施策を実践するための振興会議の規程を、施策の推進に係る義務や責務の表現へと改め、責任の重さを明確にしてほしい。</p> <p>⑤ 「必要な財政上の措置を講ずるよう努める」との表現は、財政措置を保証されたものではないと考える。</p> <p>⑥ 条例の名称を「稲沢市中小企業・小規模企業振興基本条例」としてほしい。定義や役割にも小規模企業者を増やしてほしい。</p>	<p>振興会議には、中小企業者及び中小企業団体の意見の聴取、中小企業の振興に関する計画、施策その他の協議、市長への意見具申を求めるもので、振興会議に義務を課すものではありません。</p> <p>中小企業振興施策に係る財政上の措置は、市議会における予算の議決を得てなされるものであり、条例で規定して保証できるものではありません。</p> <p>条例の名称は、検討会議の協議を経て、小規模企業者への配慮等は規定するものの、中小企業者と小規模企業者に求める役割等では分けずに規定することといたしました。</p>	<p>第13条（中小企業振興会議）第2項 振興会議は、中小企業者及び中小企業団体の意見を聴取し、中小企業の振興に関し、計画、施策その他必要な事項を協議し、市長に意見を述べるができる。</p> <p>第14条（財政上の措置） 市は、中小企業の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>第5条（中小企業者の役割）第1項 中小企業者は、基本理念にのっとり、社会経済情勢の変化に対応して、自らの創意工夫のもと、事業計画に基づいた新たな事業展開及び販路開拓に取り組む等、自主的な経営革新、経営基盤の強化等に努めるものとする。</p>
4	<p>市街化調整区域において住宅、店舗、事業所、工場等の建築が困難なことから、人口が減少し産業等に影響を及ぼしている。市独自の規制緩和や、空き家利活用促進のための税制優遇等を行って、地域の活性化を図るべき。</p> <p>また、この方針を条例に謳って、市全体で活性化を図ることが適当と考える。</p>	<p>産業施設の立地促進については、条例施行後に振興会議において意見が出された場合、所管課の説明も求め、有効な施策について協議いただきます。</p> <p>また、土地利用に係る方針等は、本条例への記載は適当でなく、市の総合計画等で方針を規定するものと考えます。</p>	<p>第12条（施策の基本方針） 市は、中小企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項を基本とする。</p> <p>(1) 小規模企業者に対し、経営改善等の支援を行うこと。</p> <p>(2) 中小企業者の事業の継続及び安定を図ること。〈以降略〉</p>

5	<p>条例では、中小企業に対する具体的な支援策や手続き等について記載がなく、中小企業者としてどのような支援が受けられるのかが分からない。</p>	<p>中小企業振興に関する市の施策については、振興会議において協議いただくとともに、市窓口やスタートアップいなざわ、商工会議所・商工会において紹介しております。</p>	
6	<p>市民として、この条例の制定により、市内で生産された製品やサービスの情報がより広く普及し利用しやすくなる、教育機関が地域の産業人材の育成に寄与していただける、なにより中小企業振興策が推進され地域が活性化することを期待する。</p>	<p>この条例は、中小企業の振興に関する施策を、中小企業者、中小企業団体、支援機関、大企業、金融機関、教育機関、市民と市が連携し、協力して推進することで、地域経済の持続的発展を図ることを目的としています。条例制定を契機として、関係するそれぞれが力を合わせて地域の活性化を図ることができるよう取り組んでまいります。</p>	<p>第1条（目的） この条例は、中小企業の振興について、基本理念を定め、市の責務及び中小企業者等の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本方針等を定め、これを総合的に推進することにより、地域経済の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。</p>